



労働基準法における労働時間制度について

働き方改革は、京都において雇用の8割を占める中小企業・小規模事業者に於いても着実に実施していただくことが必要となります。

今回は、

時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度、

長時間労働の削減に向けた取組、時間外労働の上限設定などの導入の際に利用可能な助成金等について

労働局担当官の方からお話いただきます。

無料

【日時】 平成30年10月17日（水）
13:30～15:00

【場所】 京都税理士会館3階 京税ホール

【講師】 京都労働局 担当官

【受講費用】 無料

*筆記具等をご持参ください

*必要な方は研修受講カードをご持参ください

両丹地区ではライブ配信を開催する予定です
※両丹の先生方へは、各支所より改めてご案内させていただきます



● 下記の必要事項をご記入のうえ FAX でお申し込みください ●

平成30年10月17日（水）『労働基準法における労働時間制度について』

所属支所／支部 支所／支部	税理士氏名・税理士法人名	税理士番号・法人登録番号 (必ずご記入願います)	
お電話番号 ()	FAX番号 ()	人数 (必ずご記入願います)	名

※お席確保のため、事前申込の無い方が当日お越し頂いた場合、入場をお断りさせていただきます。

※たくさんの方に受講いただくため、キャンセルの場合は事前にご連絡お願い致します。

お申込は事務局へ⇒ Tel(075)222 - 2311 / Fax(075) 2 2 2 - 2 3 5 5